

指定更新申請及び変更・加算届出の取扱い

1 指定更新申請の取扱いについて

- 指定介護保険サービス事業者の指定有効期間は6年間です。指定の更新を希望する場合は、6年ごとに指定更新手続を行う必要があります。
- 更新対象の事業所へは、指定有効期間が満了するおよそ2か月前にメール及び電話によりお知らせしており、期間満了の1か月前までに申請書類を提出していただいております。
- サービス種別ごとの指定更新申請書類については、市ホームページに掲載しておりますので、内容を確認いただき手続きをお願いいたします。

※厚生労働省より、指定（更新）申請の際に提出する標準添付書類が示されました（介護保険最新情報 vol.956）。これに伴い、従来の申請書類から提出書類を大幅に省略することが可能となっております。

ホームページ掲載場所

【地域密着型サービス】

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/siteikousin.html>

【居宅介護支援】

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kyotakukousin.html>

【総合事業（第1号訪問・通所事業）】

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/sougou-sitei.html>

2 変更届出書の取扱いについて

- 指定事項に変更があった場合には、変更日から10日以内に市へ届け出でていただく必要があります。
- 変更届出書様式及び添付書類については、市ホームページに掲載しておりますので、内容を確認いただき手続きをお願いいたします。

※1と同様に、変更届出書を提出する際の添付書類についても従来より大幅に省略することが可能となっております。

ホームページ掲載場所

【地域密着型サービス】

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/todokede.html>

【居宅介護支援】

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/jigyoshoshite.html>

【総合事業（第1号訪問・通所事業）】

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/sogojigyoshite.html>

3 介護給付費算定に関する届出書（体制届）の取扱いについて

- 新たに加算等を算定しようとする場合には、あらかじめ市へ届け出てください。
- 体制届については、届出時期によって算定開始時期が異なりますのでご注意ください。

◇訪問・通所・多機能系サービス

毎月 15 日までに届出 → 翌月から算定開始

毎月 16 日以降に届出 → 翌々月から算定開始

◇居住・施設系サービス

届出が受理された月の翌月から開始

(届出が受理された日が月の初日である場合はその月から開始)

- 体制届、体制等状況一覧表及び添付書類については、市ホームページに掲載しておりますので、内容を確認いただき手続きをお願いいたします。

ホームページ掲載場所

【地域密着型サービス】

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/kaigohousyuu.html>

【居宅介護支援】

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/kyotakukasan.html>

【総合事業（第1号訪問・通所事業）】

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/sogokasan.html>

4 1～3共通事項

●押印等について

法人印の押印は省略可能です。また、運営規程等への原本証明も不要です。

●提出方法について

申請書・届出書の市への提出方法は、原則としてメールまたは郵送による提出とします(当日必着)。ただし、持参を希望する事業所については持参による提出も可能です。